

豊田市婚活イベント企画運営等業務委託プロポーザル実施要領

1 契約の目的

若い世代では未婚化が進行し、少子化の大きな要因の一つとなっていると指摘されている。結婚を希望しながらも出会いの機会に恵まれない未婚者に、出会いの場やきっかけづくりの機会を創出するとともに、結婚や子育てに対しての機運醸成や、前向きな意識の後押しに繋げることを目的とし、豊田市の魅力を活かした婚活イベントを実施する。

2 契約の概要

定員100名（男性50名・女性50名）の婚活イベント及び定員200名（男性100名・女性100名）の大規模婚活イベントを各1回実施するものとする。

3 提案限度額

6,000,000円（消費税込み）

4 参加資格要件

次に掲げる条件を全て満たす者とする。

- (1) 公告日において、令和8・9年度の豊田市競争入札参加資格（物品等）を有する者であること。競争入札参加資格を有しない者は、以下の資料を提出し、契約締結能力や信用力が確認できた場合に参加を認める。

登記事項証明書（履歴事項全部証明書）	法務局で発行
納税証明書（国税） （未納の税額がないことの証明）	「法人税」及び「消費税及び地方消費税」の納税証明書
納税証明書（愛知県税）※ （未納の税額がないことの証明）	「法人県民税」、「法人事業税・特別法人事業税・地方法人特別税」及び「自動車税種別割」の納税証明書
納税証明書（豊田市税）※	証明の種類は「完納証明」

※豊田市内（愛知県内）に事業所がない者等で、納税証明書が受けられない場合は、豊田市税（愛知県税）の納税義務がないことの申出書を提出すること。

- (2) 参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の決定までの間、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は第2項の規定に該当する者でないこと。
- (3) 参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の決定までの間、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第

- 225号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (4) 参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の決定までの間、本市から入札参加停止又は入札参加保留の措置を受けていない者であること。
- (5) 参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の決定までの間、本市と豊田警察署の間で締結している「豊田市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」に規定する排除の対象となる法人等に該当する者でないこと。
- (6) このプロポーザルに参加表明書を提出しようとする者の間に、別表に定める資本関係及び人的関係がない者であること（資本又は人的関係に該当する者同士が辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、特に問題ありません。）。
- (7) 公告日において、令和3年4月以降、官公庁（国、地方公共団体、公社及び独立行政法人に限る。）発注の「異性との出会い及び交流を目的としたイベント運営業務」で、元請として受託した実績を1件以上有していること。

5 選考日程

(1) 全体スケジュール

令和8年5月18日（月）	業者選定審査会による方式の決定
令和8年5月19日（火）	事業実施の公告及び公表並びに公募の開始
令和8年5月19日（火）	業務説明資料等の交付開始
令和8年6月1日（月）	参加表明書の受付期限・質問の受付期限
令和8年6月2日（火）	参加資格確認結果の通知
令和8年6月5日（金）	質問の回答期限
令和8年6月12日（金）	提案書の提出期限
令和8年6月23日（火）	ヒアリング及び選考委員会開催
令和8年6月24日（水）	選考結果の通知・最優秀提案者との仕様書の協議開始
令和8年7月13日（月） 予定	業者選定審査会による業者の決定
令和8年7月22日（水） 予定	見積徴収
令和8年7月30日（木） 予定	契約締結

(2) ヒアリング

ア 日時	6月23日（火）	午前10時から午後5時までのうち指定する25分間
イ 場所	豊田市役所 東庁舎大会議室4（東庁舎7階）	
ウ 備考	<ul style="list-style-type: none"> ・提出された企画書等に基づき1社25分（説明10分、質疑応答15分）のヒアリングを行う。 ・プレゼンテーション及び質疑応答は、参加者名を伏せて行うので自己紹介 	

を行わないこと。

- ・出席者は3名以内とする。
- ・説明は、提案書のみで行う。パネル、追加資料等の持込みは認めない。
- ・全参加者のヒアリング終了後、引き続き選考委員会を実施する。
- ・新型コロナウイルス等の感染状況によっては、ヒアリングの方法を変更する
場合がある。その場合は、WEB会議が可能であるZOOMミーティングを
使用する予定であるため対応できるようにすること。

6 選考委員

委員長	豊田市	こども・若者部		副部長	柘植	孝悦
委員	豊田市	こども・若者部	こども・若者政策課	課長	近藤	啓史
	豊田市	魅力創造部	スポーツ振興課	課長	深田	真一
	豊田市	青少年センター	若者倶楽部		加納	玄暉
	豊田市	青少年センター	婚活実行委員会		永田	春香

7 提案書等の提出書類

- (1) A3サイズ両面2枚以内(見積書及び積算内訳書を除く。)に下記内容を記載すること(提出部数は正本1部、副本6部)。ただし、副本については、社名及び社名を連想させるロゴ等を使用しないこと(表紙、目次及び本文を含むので注意すること)。

ア 業務概要及び実績

会社概要、本業務を担当する営業所、営業所の社員数、官公庁(国、地方公共団体、公社及び独立行政法人に限る。)発注の「異性との出会い及び交流を目的としたイベント運営業務」で元請として契約した実績一覧(直近のイベントの開催年月日、イベント名、参加人数等)。なお、実績が確認できる契約書や業務計画書等の写しの提出を求めることがある。

イ 業務担当責任者の能力

業務担当責任者の資格、経歴、「異性との出会い及び交流を目的としたイベント運営業務」の実績一覧

ウ 業務実施計画等

8 評価基準 イを参考に組み立てて作成

エ 見積書及び積算内訳書(1部) ※制限枚数から除く

- (2) 提案書は、評価基準の採点項目に沿って容易に採点できるように作成すること。
(3) 提案内容はわかりやすい表現で簡潔な文章とし、専門用語等の使用は注釈を入れるか避

けること。

(4) 文字はゴシック系の書体（メイリオを推奨）を使用すること

(5) 文章を補完するためのイラスト等は使用してもよいものとする。

8 評価基準

(1) 下記項目のうち、ア及びウを事務局が採点し、イを選考委員が採点する。ア及びウの採点結果と各選考委員の採点結果の合計が最高得点者の者を最終提案者として選定する。ただし、あらかじめ定めた最低基準点以上の者とする。

ア 業務経歴等（90点）【事務局評価】

(ア) 企業の業務実績 (30点)

(イ) 業務担当責任者の能力 (60点)

イ 業務実施計画等（72点）【選考委員評価】

(ア) 実施方針・組織基盤 (4点)

(イ) 募集・申込・広報 (8点)

(ウ) 婚活イベント (28点)

(エ) 大規模婚活イベント (28点)

(オ) アンケート (4点)

ウ 価格（50点）【事務局評価】

※評価点（500点）＝ア（業務経歴（90点））＋イ（業務実施計画（72点）×5人）＋ウ（価格（50点））

※詳細は別紙「評価基準」のとおり

(2) 価格評価について

価格点は、総合点500点満点のうち50点を満点とし、以下の式によって算出する。なお、小数点以下は四捨五入により算出する。

$$\text{価格点} = 50 \text{ 満点 (価格点数)} \times (\text{最低見積金額} \div \text{見積提示金額})$$

(3) 最高得点のものが同点の場合は、見積金額の安価な者を最優秀提案者として選定する。

(4) 提案者が一者の場合でも、ア及びウの採点結果と各選考委員の採点結果の合計が最低基準点（250点）に達しない者は最優秀提案者として選考しない。

9 その他

(1) このプロポーザルに参加する費用の全ては、参加者の負担とする。

(2) 手続で使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) ヒアリング実施前の、選考委員との接触を禁止する。

(4) 最優秀提案者と本市との間で契約条件に関する協議を行い、最終的な仕様書を作成する。

仕様書作成後、最優秀提案者を契約の相手方とし、見積徴取の上、地方自治法施行令第16

- 7条の2第1項第2号により随意契約を締結する。また、この協議において、最優秀提案者からの企画提案書の内容の変更は、原則として認めないものとする。
- (5) 最優秀提案者特定の日から契約締結の日までの間に次のいずれかに該当するときは、随意契約を行わない。なお、契約が不調に終わった場合は、最優秀提案者の次点の者と交渉するものとする。
- ア プロポーザルの参加資格要件に適合しなくなったとき。
 - イ 提案に関する書類に虚偽の記載をしたことが確認されたとき。
 - ウ 契約条件に関する本市との協議が調わないとき。
 - エ 本市が最優秀提案者が委託事業を遂行することが困難と判断したとき。
- (6) 前号の場合を除き、選考結果通知後の辞退は認めない。なお、受託の辞退等により本市に損害が生じた場合は、その費用を請求する場合がある。
- (7) 全ての提案者の社名、評価結果（得点）及び順位は、豊田市ホームページ等において公表する。

別表

資本関係又は人的関係について

<p>(1) 資本関係</p>	<p>① 子会社等（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。②において同じ。）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。②において同じ。）の関係にある場合 ② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合</p>
<p>(2) 人的関係</p>	<p>① 一方の会社等（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の役員（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。 1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。 イ 会社法第 2 条第 11 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役 ロ 会社法第 2 条第 12 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役 ハ 会社法第 2 条第 15 号に規定する社外取締役 ニ 会社法第 348 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役 2) 会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役 3) 会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第 590 条第 1 項に規定する定款に格別の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。） 4) 組合の理事 5) その他業務を執行する者であって、1) から 4) までに掲げる者に準ずる者 ② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人（以下単に管財人という。）を現に兼ねている場合 ③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合</p>
<p>(3) その他プロポーザルの適正さが阻害されると認められる場合</p>	<p>組合（共同企業体を含む）とその構成員が同一のプロポーザルに参加している場合。その他上記（1）又は（2）と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。</p>